

佐賀県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画について

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年7月28日法律第112号)」(以下、法という)第八条第1項の規定により、「都道府県は国が定める基本方針に則して、計画を定めることができる」となっていることから、「佐賀県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を策定する。

佐賀県計画の策定及び変更について

【佐賀県計画の策定：平成12年11月】

平成11年に法が施行され、家畜排せつ物の処理及び管理の適正化についての管理基準が定められた。当時の家畜排せつ物の処理状況として、野積みや素掘り等不適切な管理が見受けられたため、家畜排せつ物の処理及び管理についての指導體制の強化や堆肥化処理施設の整備計画について、国は平成11年11月に基本方針を策定された。その基本方針に則して、県はより具体的な内容となる県計画を策定した。

【第1回目変更：平成22年3月】

その後、補助事業等の活用により、堆肥化処理施設が整備され、野積み等の不適切な管理は概ね解消したが、生産した堆肥が有効に利用されない場合があることから、堆肥の利用促進について見直した。(国は平成19年3月に基本方針を変更)

【第2回目変更：平成28年10月】

近年、畜産経営の大規模化や地域的偏在が進展した結果、地域によっては、生産した堆肥が地域内だけでは処理できないなど、堆肥の広域流通体制の整備が必要であること、また、一般住宅との混住化が進んだことにより畜産環境問題が発生していること等を踏まえて、県計画を見直した。(国は平成27年4月に基本方針を変更)

1

佐賀県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の概要

【今回(第3回目)変更：令和3年3月変更予定】

畜産経営の大規模化や地域的偏在がさらに進展している中、耕種農家のニーズに対応した堆肥の利用拡大を図る必要があること、家畜排せつ物のたい肥化が難しい上場地域でのエネルギー利用を推進すること、環境規制や大規模化を踏まえた畜産環境問題への適切な対応が必要であること等を踏まえて、県計画を見直す。

(国は令和2年3月に基本方針を変更)

第1 家畜排せつ物の利用の目標



1 現状

- ・令和元年度の家畜排せつ物の発生量は、ふんが約615千トン、尿が210千トンと推計される。
- ・すべての法適用対象農家において、法に規定される管理基準の遵守・徹底が図られている。
- ・法の本格施行から約15年が経過し、当時新設された処理施設の老朽化が顕在化している。
- ・散布等に手間のかかる堆肥の利用が敬遠され、不需要期には堆肥が滞留する場合がある。
- ・肥料取締法が改正され、堆肥と化学肥料の混合に関する規制が緩和されたことから、堆肥の高付加価値化や広域流通の動きがある。
- ・玄海町において、家畜排せつ物をメタン発酵・発電(売電)し、発生する残渣を利用した再生敷料を畜産農家へ還元する「家畜排せつ物バイオガス発電プロジェクト」が検討されている。
- ・環境規制の強化、混住化の進展等により、悪臭や水質汚濁等の苦情が発生している。

2

佐賀県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の概要

2 基本的な対応方向

- ・法の本格施行時に新設された処理施設の修繕や更新を指導し、家畜排せつ物の適正処理を徹底する。
- ・可能な限り肥料や土壌改良資材として耕地に還元するよう、堆肥の需給マッチングや流通システムの構築を進め、利用推進を図る。
- ・必要に応じて肥料メーカーと連携し、耕種農家のニーズに合った堆肥の生産を進める。
- ・メタン発酵消化液の利用法など、エネルギー利用の技術開発や取組事例の情報収集し、家畜排せつ物を活用した電気、熱等のエネルギー利用を推進する。
- ・家畜排せつ物の管理及び利用の過程で発生する悪臭や水質汚濁が発生しないよう、適正処理を行う。

3 地域別の具体的方策

【中部地域】

- ・混住化が進展していることから、家畜排せつ物法、悪臭防止法及び水質汚濁法に定められた基準等を遵守し、周辺環境に配慮した畜産経営を指導する。
- ・稲わらと堆肥の交換を引き続き促進し、堆肥散布組織の育成を図るとともに、堆肥ストック場、マニュアルスプレッダ等の整備を図る。

【北部地域】

- ・1戸当たりの飼養頭数も多く、さらに、大規模施設から発生する堆肥の量も多いことから、地域内での堆肥の有効活用はもとより、水田平坦地域との広域流通体制の構築を図る。
- ・玄海町において、循環型社会構築に向けたバイオマスエネルギーへの利用転換を推進する。

【西部地域】

- ・堆肥センターの有効活用を図りながら、畜産クラスター協議会での堆肥利用に向けた取組の推進や堆肥の流通体制の構築など、耕種連携の取組を推進する。
- ・肉用鶏の飼養羽数が多い地域であることから、鶏糞の処理・利用について検討し、地域内での利用や耕種農家とのマッチングを促進していく。

3

佐賀県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の概要

第2 家畜排せつ物の処理高度化施設の整備状況及び今後の目標

1 本県における処理施設の整備状況

- ・一部の農家では、送風装置等を備えた処理高度化施設を導入している。

2 処理高度化施設等についての課題及び今後の目標

- ・堆肥舎なども含めた処理高度化施設のほとんどが、法が本格施行する前に整備されたものであることから、老朽化した家畜排せつ物処理施設の計画的な補改修や機能強化の推進が必要となっている。
- ・今後、規模拡大が見込まれることから、攪拌装置を備えた堆肥化施設等の計画的整備を推進する。
- ・玄海バイオガス発電所の整備計画の下、畜産農家において家畜排せつ物が滞ることの無いよう、関係機関一体となって支援を行う。

第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術研修の実施その他の技術の向上に関する事項

1 技術開発の促進

- ・畜産試験場等の試験研究機関においては、広域流通に適した良質堆肥の生産・調整技術等の構築を図り、堆肥の有効活用を図る。

2 情報提供及び指導に係る体制の整備

- ・「さが畜産G0×2プロジェクト」などを活用しながら、地域全体、ひいては県全体での耕畜連携の体制整備に取り組む。

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

1 さが園芸888運動との連携

- ・良質堆肥の生産を指導するとともに、さが園芸888運動との連携により、地力増進のための堆肥の利用促進に努める。

2 消費者や地域住民等の理解の醸成

- ・堆肥の利用による環境保全型農業の取組や酪農教育ファームの実施の推進により、消費者や地域住民が理解を深められるよう努める。

3 家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化

- ・家畜保健衛生所による巡回指導等により注意喚起を図るとともに、堆肥等の散逸防止、車両の消毒、運搬ルート等の検討等に努める。

4